

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和元年 11 月 18 日付け 31 長振用第 71 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和元年 11 月 5 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 10 月 31 日回答書に有る H24 年 3 月見直し補償額前に提示したと言う補償額の提示書（以下「本件文書(1)」）。
- (2) H23 年 9 月 28 日回答書に有るこの日以降の専門コンサルタント会社、補償会社・建設会社との解析を各何回行われているか、話し合われた時の資料とその日時、県の担当者氏名・各会社担当者氏名（以下「本件文書(2)」）。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和元年 11 月 18 日付けで、「上記情報が記載された公文書の存在が確認できなかった」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 2 年 1 月 22 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

## 2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

今回開示請求を行った資料は、補償交渉に必要な重要な資料である。

また、情報公開法第5条、建設省経整発第22・23号及び個人情報県条例7条、8条、10条、14条に違反していると思われ、審査請求人は、家屋損傷調査査定において不公正な審査により財産の被害を受けている。

補償額提示については、平成22年11月、県が個別調査書を分かりやすくまとめた資料を作成したと建物調査図を持ってきて、そのときに口頭で補償額のみ提示があった。

個別調査書に書いてある新規発生箇所・拡大箇所の判定場所が、まとめた調査図には多数無くなっていたり、判定が変わったところが多々あるため説明を求めた。

平成24年3月に金額だけが書いてある補償額の提示書もらったが、内容について納得がいかず、説明を求め続けている。また、専門コンサルタント等による解析についても、以後の担当者にずっと説明を求めているが、調査中と回答するのみである。

平成30年8月に費用負担額算定書等の書面もらったが、平成22年の分と全然違っていたので、製作日及び製作者について開示請求を行ったところ、「上記資料は作成していないため不存在」との回答であった。県は、自分たちに都合がいい文書は残して都合が悪い文書は廃棄している。資料がないということではなく、開示する気がないとしか考えられない。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

### 1 原処分を妥当とした理由

#### (1) 本件文書(1)について

審査請求人が所有する物件について、建設省経整発第22号及び同23号に基づき、工事着手前である平成16年4月に建物事前調査及び工事完了後の平成22年10月に建物事後調査を実施し、県が行った工事の影響による損傷等について比較、検討及び算定を行っている。

当該建物事後調査の結果を受け、審査請求人に対し、何らかの方法で平成

24年3月以前に補償額の提示を行ったことは推察されるが、調査の結果、本件文書(1)に該当する公文書は確認できなかった。

(2) 本件文書(2)について

当該内容が記載される「物件等補償調査業務委託打合せ簿」については、そもそも作成されていたかどうかについても定かではなく、作成されていたとしても長崎県文書取扱規程第50条に定める保存期間5年を経過したことにより、平成28年度及び29年度に廃棄処分されていると思われ、存在しない。

(3) 手続きについて

情報公開法第5条に違反すると主張するが、同法は本県においては適用されない。条例第7条が同法第5条に該当すると思料するが、条例第7条は不開示情報を規定したものであり、不開示部分が存在しない本件において当該主張は当たらない。

また、家屋損傷等調査査定において、建設省経整発第22・23号や長崎県個人情報保護条例等に違反しているため不公正な審査を受けた旨主張するが、本件処分は公文書の開示の諾否決定に関する処分であり、本件処分とは関係がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会において、実施機関に確認したところ、本件文書(1)について、補償額の提示に関しては、多くの場合は書面で提示するものの、相手との交渉という場で、概算額を伝えるというケースもないわけではないとのことであった。また、何らかの方法で平成24年3月に見直しを行う以前に補償額の提示を行ったことは推察されるが、調査の結果、該当する公文書は確認できなかったことから公文書不  
存在としたということであり、存在していないとの実施機関の説明に特段不

合理的点は見受けられない。なお、平成 24 年 3 月以前における補償額の提示については、審査請求人自身が、反論書において、平成 22 年 11 月に口頭にて補償額の提示ありと記載し、口頭意見陳述においても、平成 24 年 3 月の前までは口頭でしか言われていない旨述べているところである。

本件文書(2)については、保管文書台帳を当たったところ、当該内容が記載される「物件等補償調査業務委託打合せ簿」が綴られている可能性がある平成 22 年度作成「建物等事前・事後調査報告書」及び同 23 年度作成「建物等調査報告書」については、両者とも保存期間が 5 年であり、前者の廃棄予定年が平成 28 年、後者が同 29 年とされているところ、平成 27 年度の保管文書台帳には両者とも登載されているが、平成 29 年度の保管文書台帳には両者とも登載されていないことから廃棄処分されたと判断したとの説明があった。当該台帳には廃棄年月日についての記載がなく、いつ廃棄されたかは分からないということではあるが、当該文書について、関係機関を探索し、いろいろな場所を探したけれども確認できず、当時の関係者にも聞き取りを行ったけれども確認できなかったとのことであり、存在していないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）としたのは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 付言

実施機関は、本件文書(2)に関して、保管文書台帳上における記載内容を廃棄の根拠として挙げているが、当該台帳には廃棄年月日が記載されておらず、廃棄の確証までは得られなかった。文書の保存状態を適切に反映させるよう適正な台帳整備を行っていただきたい。

また、継続中の案件に係る公文書を廃棄したことが伺われるが、適切さを欠いた運用と言わざるを得ない。

情報公開と文書管理は表裏一体であり、文書管理が適正になされていなければ情報公開の適切な運用はできないと言える。上記のような不適切な事象の積み重ねが、ひいては県民の県政に対する信頼を損ねることに繋がるのである。そのこ

とを十分認識のうえ適切な文書管理に務められるよう当審査会として要望する。

## 審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年4月30日	・実施機関から諮問書を受理
令和2年10月27日	・審査会（審査）
令和2年11月24日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年12月18日	・審査会（審査請求人口頭意見陳述及び審査）
令和3年1月19日	・審査会（審査）
令和3年1月19日	・答申

## 答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
佐藤烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山均	長崎県立大学地域創造学部教授	